

千曲市広報紙広告掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、公共物等有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第2条に掲げる広報紙に広告を掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(募集方法)

第2条 市は、広告代理店と広告枠売買契約を締結し、広告代理店が広告主を募集するものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告1枠の大きさは、縦42ミリメートル、横180ミリメートルを原則とするが、縦42ミリメートル、横90ミリメートルの2分の1枠についても掲載するものとする。なお、暮らしのカレンダーの広告1枠の大きさは、縦105ミリメートル、横84ミリメートルを原則とする。また、広告欄であることを明示するため、広告枠外に広告欄と表示するものとする。

2 広告の刷色は、広告掲載箇所の広報紙本文と同色とする。

3 一つの号に掲載する広告枠数は、最低4枠、最大8枠まで1枠ごと増減を可能とする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

4 広告掲載位置は、「裏表紙」及び「暮らしのカレンダー」を原則とする。4枠を超えて掲載する場合は、「子育て支援センターからのお知らせ」「日曜・祝日の当番医・当番薬局」「インフォメーション」のページの最下段に掲載する。

5 広告掲載料は、広告代理店が、別途定める額とする。

(広告を掲載する優先順位)

第4条 広告掲載の優先順位は、次に掲げる各号の順位とする。ただし、(3)に該当する事業を営み、市外に事業所等を有するものの優先順位は(5)に含まれるものとする。

(1) 国・政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類する者

(2) 公社・公団など。日本放送協会

(3) 市内私企業のうち、公共性の高いもの（水道、電気、ガス、新聞、放送、交通機関）

(4) 市内に事業所等を有する者

(5) 市外に事業所等を有する者

(広告の掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、1月単位とし、最大12月とする。

(広告代理店が行う広告掲載)

第6条 広告代理店は、要綱、千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱施行基準、千曲市広報紙広告掲載基準に従い、広告掲載を行うものとする。

2 広告代理店は、広告主を集められない等の理由で全て又は一部の広告掲載ができない場合、市との契約による金額は支払うものとする。この場合、市は当該スペースに無料で記事を掲載できるものとする。

(広告掲載の申込み等)

第7条 広告掲載を申し込む場合は、広告代理店と広告主とが、記事内容、掲載時期、掲載データの作成、掲載料の支払等、当該広告の掲載に係る一切の手続を行うものとする。

2 広告掲載を希望する者は、千曲市広告掲載申込書により、市が指定する期日までに、掲載したい広告の原稿案を添えて申し込むものとする。

3 同一の者が、掲載できる掲載数は1回の広報紙につき1件までとする。

(広告掲載の審査)

第8条 申し込みがあった広告主及び広告内容を要綱第6条の規定による広告掲載審査委員会で審査し、広告掲載の可否を決定する。

(広告の原稿案)

第9条 広告の原稿案は、電子媒体により提出するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要とする事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成18年11月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年2月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。